

3精企第110号

令和3年9月27日

精華町総合計画審議会

会長 川勝 健志 様

精華町長 杉 浦 正 省



精華町次期総合計画の策定について（諮問）

精華町総合計画審議会設置条例（昭和59年条例第24号）第2条の規定に基づき、精華町次期総合計画の策定に関する事項について、貴審議会に諮問します。